

付きニュ

社会保険労務士法人 アイプラス (中目黒中小企業社会保険労務士事務所) 代表社員・社会保険労務士 今井 洋一

〒153-0061 東京都目黒区中目黒2-10-16 中目黒ウィングビル6F Tel:(03)3791-1181 ご相談は info@sr-iplus.co.jp



■ たくさんの仕事を抱えていると「忙しい。忙しい。」と言ってしまいがちになりますが、「忙しい」という言葉は「心を亡くす」と書きます。

「時間が無い」ということは仕方がないかもしれませんが、「時間が無い」結果、心を亡くしたまま、仕事や部下と向き合っていないか、一度振り返ってみませんか?

長時間労働による過労死について

□ 過労死ライン判断基準の労働時間の目安

- 三田労働基準監督署は、株式会社電通の女性社員の過労自殺が長時間の過重労働が自殺の原因だったとして労災認定しました。1カ月間(同年10月9日~11月7日)の時間外労働は、<u>過労死ラインの</u>月間80時間を超える約105時間でした。
- 厚労省では疲労の蓄積をもたらす重要な要因として労働時間を労災認定基準の大きな柱としており、 今回話題となった過労死ラインは下表のように具体的な時間外労働時間との関連性で判断されます。

□ 精神障害認定基準

• 過労死とともに社会問題になっている過労自殺とは、業務による心理的負担を原因として精神障害を発病し、その精神障害が原因で自殺に至ることをいいます。

労働時間の目安(時間外労働時間数)	業務と発症との関連性
発症前1~6ヵ月平均で月45時間以内	弱い
発症前1~6ヵ月平均で月45時間超	時間外労働時間が長くなるほど 業務と発症との関連性が強まる
発症前1ヵ月に月100時間超、又は 発症前2~6ヵ月平均で月80時間超	強い

- 労働基準法施行規則に定める規程に該当する疾病であるか否かを迅速・適正に判断するため、厚生労働省では「心理的負担による精神障害の認定基準」が以下のように定めています。
 - ①対象疾病(一定の精神障害)を発病していること
 - ②対象疾病の発病前おおむね6ヵ月の間に、業務による強い心理的負担が認められること
 - ③ 業務以外の心理的負荷及び個体概要因により対象疾病を発病したとは認められない

□ 労災認定されると会社にとってのリスクになる仕組み

- まずは労働災害とは、次の①②を満たしたものです。
 - ① 業務に内在する危険や有害性が実現化したと認められる=業務 をしていたことが原因でケガ・病気になった(**業務起因性**)
 - ② 労働者が使用者の支配下にある状態であったこと(業務遂行性)
- ・ 労災によって被った損害をカバーする制度として「労働基準法および労災保険法に基づく労災補償制度」(=労災保険)があります。 被災した労働者はまずこの制度により保護されることになります。
- 雇用契約 会 社

 ・賃金支払義務
 ・職場環境への
 配慮義務
 ・安全配慮義務
 ・労働者

• ここで、<u>被災労働者又はその遺族が使用者に対して行う労災民事訴訟が近年増加している現実があります</u>。法律上、民事賠償の理由として認められるのは、会社の故意または過失によって労働者に損害を与えたという場合(不法行為)や、労働者が危険な状態で会社に働かされていて、その状態が原因で労働災害に遭ったという場合(安全配慮義務違反)です。 労災が認められることによって、会社が安全配慮義務違反を問われることになり、民事賠償請求で高額請求となるリスクが高くなります。

- 民事賠償請求ではその人が生涯稼いだであろうという「遺失利益」と「慰謝料」が主に請求されることとなります。
- 慰謝料は一家の大黒柱が亡くなった場合には2,800万円が相場と決まっており、判例として過労死の労災では1億円を超える賠償額もあります。



年末調整とマイナンバーのQ&A

- Q 扶養控除等申告書には、いつから従業員等のマイナンバーを記載してもらう必要がありますか?
- A 扶養控除等申告書は平成28年1月以後に提出を受けるものについて、従業員本人、控除対象配偶者、控除 対象扶養親族等のマイナンバーを記載してもらう必要があります。
- Q 扶養控除等申告書などの書類の提出を受け、マイナンバーが判明している場合には、扶養控除等申告書へ の従業員等のマイナンバーの記載は不要と聞きましたが、本当ですか?
- A 会社と従業員との間での合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「マイナンバーについては給与 支払者に提供済みのマイナンバーと相違ない」旨を記載した上で、会社が保管している従業員等のマイナン バーを確認し、確認した旨を申告書に表示するのであれば、扶養控除等申告書の提出時に従業員等のマイナ ンバーを記載しなくても差し支えありません。

ただし「給与支払者に提供済みのマイナンバー(個人番号)と相違ない」旨が記載された扶養控除等申告書に ついて、税務署長から提出を求められた場合には、給与支払者は扶養控除等申告書に従業員等のマイナン バーを付記して提出する必要があります。

- Q 平成27年にマイナンバーの記載のない扶養控除等申告書を受領していた場合、平成28年中に再度配布して、 従業員に補完記入してもらう必要はありますか。
- A マイナンバーの記載のない扶養控除等申告書を再度配布し補完記入してもらう必要はありませんが、給与所 得の源泉徴収票および給与支払報告書には、適切にマイナンバーを記載する必要があります。

~今月のおすすめ~

サツマイモのきんぴら

【50文字で言うと…】

サツマイモと今回はニンジンを 四角く切って、ゴマ油で炒めたら 調味料で味付けし完成~。

【材料】(2~3人前) サツマイモ小 1本 ニンジン 1本ぐらい 炒りゴマ

【調味料】物量により適当に… しょうゆ 大さじ1ぐらい みりん 大さじ1ぐらい 酒 大さじ1ぐらい (+砂糖 小さじ1ぐらい)

【詳しい作りかた】

サツマイモは切ったら水にさらしておき、ニンジンを 切ったらフライパンを熱しゴマ油で炒めます。 色が変わってきたら、調味料とゴマを加えます。 量によっては水大さじ1を加えて少し炒め煮にして やわらかめにしてもいいと思います。

> 夜中に写真を撮ったら、器のゴマを拭き忘れていてかっこ悪いのは ご愛嬌です・・・すべてが適当でもおいしいですよ・・・(^_

★おすすめ書籍のご紹介★

「報・連・相の技術が みるみる上達する!」糸藤 正士著

この本の著者は、報連相を深めた、 「真・報連相」を啓蒙している、日本 報連相センターを創立した方です。 報連相を単なるビジネスの基礎と位置

付けるのではなく、体系化し理論を創案されました。

一般ビジネスマン向けですが、様々な立場の方におす すめできると思います。どうしても報連相というと 「テクニック」や「言い方」などの方法論になってし まいますが、本当の報連相とは、もっと思いやりと心 を込めた、人間関係による情報マネジメントであると いうことが改めて分かり、納得感があります。 例えば、相手によって報告のしかたは変えるべきと書 いてあります。また、自分自身を振り返り、本当に正

しい報連相を行っているかを問うています。発信者・ 受信者ともに報連相の「内容の意味」の確認が必要と 言っています。

タイトルにある「技術」についてというよりも、 「心」について書かれている本です。

1年に1度、この本を読んで、日々の報連相を振り返る ようにしたいと思います。



ビール好き女子担当

のゆるゆるちょっと

おつまみ。



社会保険労務士法人アイプラス 代表社員 社会保険労務士 今井洋-

TEL: 03-3791-1181 FAX: 03-6674-2508 Mail: info@sr-iplus.co.jp 受付時間 9:30~18:00 (土日祝日および弊社休日を除く) http://sr-iplus.co.jp/

いかがでしょうか?引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければうれしいです。 もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。

---YouTube YouTube はじめました 「youtube 社労士 アイプラス」で検索ください-----